

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、平成 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号

平成 26 年 (ワ) 第 101 号 平成 27 年 (ワ) 第 34 号 福島原発避難者損害賠償請求

求事件

原 告 早川篤雄 外 587 名

被 告 東京電ホールディングス力株式会社

2017 (平成 29) 年 3 月 1 日

福島地方裁判所いわき支部 (合議 1 係) 御中

準 備 書 面 (287)

避難生活によつてうつ病などを発症した場合の損害評価

原告ら訴訟代理人弁護士 小 野 寺 利 孝



同 広 田 次 男



同 鈴 木 勇 博



同 米 倉 勉



同 笹 山 尚 人



同 鳥 飼 康 二



外

本件事故による避難生活が長期間にわたって継続する中で、多くの原告が、不眠や悪夢、さらには抑うつ症状などを自覚し、精神科や心療内科等の医療機関を受診して、うつ病やストレス障害などの診断を受けている。

原告らはこれらの発症について、いわゆる入通院慰謝料の支払いを求めているものではないが、こうした精神疾患の発症が相次ぐ事態そのものは、避難生活による精神的損害の内容をなす重要な要素であると考えている。

本準備書面では、これらの精神疾患による損害（精神的苦痛）と避難慰謝料の関係について、下記のとおり整理する。

記

1 加害行為による精神的苦痛

一般に、精神的な苦痛を与える加害行為がなされたことにより不法行為が成立すれば、この精神的苦痛そのものを損害とする損害賠償が認められる。例えば、継続的な騒音や生活侵害、無言電話などの継続的な嫌がらせ行為、性的暴行などの不法行為により被害者が精神的苦痛を受ければ、それ 자체を損害と評価して、慰謝料の支払いが認められる。本件では、本件事故のために強いられている避難生活による著しい生活阻害によって、原告らは精神的苦痛を受けており、この「避難による精神的苦痛」について、避難慰謝料（1人月額50万円）を請求しているところである。

2 精神疾患による精神的苦痛

次に、こうした加害行為は、被害者に「避難による精神的苦痛」（避難慰謝料）を与えるだけではなく、その結果として被害者に、うつ病やストレス障害（適応障害・PTSD）等の精神障害（精神疾患）を発症させることがある。これによる精神的な苦痛を、以下「精神疾患による精神的苦痛」と呼ぶ。一般に、こうした診断がなされた場合には、医療費や休業損害とは別に、これらの精神障害

がもたらす精神的苦痛もまた、いわゆる「入通院慰謝料」として、別個の損害賠償の対象とされている。この慰謝料の算定は、実務上、入院・通院の期間に応じた金額評価がなされている。

そこで、この精神疾患による精神的苦痛と、上記の避難慰謝料（避難による精神的苦痛）の関係が問題となるが、本件において原告らは、この精神疾患による精神的苦痛を、入通院慰謝料として独自に請求しているものではない。

3 本件における精神疾患による精神的苦痛の位置付け（法的評価）

原告らが強いられている避難生活は過酷なものであり、その多くが、不眠や抑うつ状態に陥り、不安、焦燥感、絶望感などに苦しみ、あるいは様々な体調不良を訴えている。その中には、精神科病院などの受診によって、うつ病などの診断を受けている原告も多い。これら的事実は、原告らの強いられている避難生活が、それほどまでに過酷なものであることを示している。そして、こうした事態が引き起こす最悪の事態が自死という悲劇であり、既に多数の事例が発生している。その悲劇の一つが、川俣町山木屋地区における渡邊はま子さんの事件であった（原告ら準備書面（19）、甲B16号証）。

原告らは、こうした避難生活による精神疾患の発症を、避難生活がもたらす精神的苦痛の重要な要素であり、避難慰謝料を基礎付ける事情の一つとして位置付けている。すなわち、本訴においては、これらの精神疾患による精神的苦痛について、独立した請求原因事実として賠償を請求するのではなく、避難慰謝料の内容を基礎付ける事情たる事実として位置付けている。

ところで、加害行為による精神的苦痛によって、さらに精神疾患を発症した場合、これらの精神的苦痛、すなわち加害行為による精神的苦痛と精神疾患による精神的苦痛は連続的な性質を持つ。しかし、避難生活による精神的苦痛が拡大し、精神疾患を発症した場合には、避難生活がもたらす精神的苦痛が一層

大きい性質のものであることを意味しているから、これらの事情をも含めて、損害の評価がなされる必要がある。すなわち、本件の加害行為は、原告の多くが精神疾患を発症するに至るほどに、重大で過酷な精神的苦痛（損害）を与えているという評価である。

4 既判力との関係

(1) 既判力は生じないこと

以上の整理によるならば、本件においては、精神疾患による精神的苦痛を請求原因として入通院慰謝料を請求しているものではないから、本件訴訟の判決が確定した後、精神疾患による精神的苦痛そのものについて、入通院慰謝料として別途請求することは制限されない。すなわち、本件における避難慰謝料の支払いは、精神疾患の発症を請求原因とする通院慰謝料の請求に関して既判力を生じない。

よって、事後、原告らが別途これららの発症の事実と事故との因果関係を証明して、これによる精神的苦痛（入通院慰謝料）の請求をすることは、妨げられないことになる。

なお、以上の状況は、精神疾患だけではなく、身体障害を発症した場合の精神的苦痛（入通院慰謝料）の請求に関しても同様である。

(2) 被告の賠償基準

以上の整理は、被告が実施している損害賠償基準にも整合しているものと思料される。

被告は、原賠審の設定した賠償基準（中間指針）により、訴訟外において任意の賠償を実施している。その賠償の内容は多岐にわたるが、被告は、「精神的損害」と並んで、これと別項目の「生命身体的損害」として、以下を摘示している。

- ・医療費（実費）
- ・入通院慰謝料（4200円/日）
- ・交通費（実費等）
- ・宿泊費（実費等）
- ・証明書類取得費用（実費）
- ・生命身体的損害による就労不能損害

被告の説明によると、この「入通院慰謝料」は、身体の傷病と精神疾患を区別していないことである。従って、被告は避難生活の負荷がもたらした精神疾患による精神的苦痛を、避難生活による精神的損害とは別に、これを「入通院慰謝料」として賠償しているものである。

これは、原告らが想定している上記の法的整理と同じ理解によるものと思料され、将来的な混乱は生じないものと思われる。

5 適切な損害評価の必要性

上記のとおり、原告らが受けている「避難生活の著しい生活阻害」による精神的苦痛（避難慰謝料）は、その加害の程度（被害の大きさ）が深刻になるほどに、精神疾患を発症させるという関係にある。従って、精神疾患による精神的苦痛は、加害行為による精神的苦痛の「甚だしい場合」というべき位置付けになる。こうした障害の発症には当然個人差があるから、すべての原告が医学的に精神疾患の診断を受けるとは限らない。しかし、原告ら被害者は、いずれも共通して、本件事故による避難生活を強いられているのであって、その被害状況そのものは共通であるから、こうした発症をもたらすほどに過酷な避難生活という事情は、いずれの原告にとっても共通である。

ところで、原告らが請求している一人月額50万円という避難慰謝料は、準備書面（9）に詳述したとおり、包括一律・一部請求である。すなわち、原告

らがそれぞれ受けている損害の評価額はさらに高額（重大）であるところ、その一部請求をすることにより、全ての原告に共通する損害の賠償を求めている。そして、原告らにとつては、加害行為による精神的苦痛と精神疾患による精神的苦痛は切り離して区別することができないものであり、むしろ前者の著しいものが後者に及んでいるというべきものである。まさに包括一律請求の内容の要素と言える。

よって、本件においては、原告本人尋問などにおいて顕著に表れている累々たる精神的被害、これによる様々な精神疾患の発症、あるいはそれに等しい日々の苦痛の訴えを虚心に受け止める必要がある。その上で、このような被害の実相を正しく評価した上で、適切な判決がなされることが求められる。

以上